◎新潟海区漁業調整委員会指示第9号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採補を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採補する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については 適用しない。

平成27年6月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

1 禁止海域

(1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点

点イ 北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点

点ウ 北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点

点エ 北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点

(2) 次に掲げるオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点オ 北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点

点カ 北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点

点キ 北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点

点ク 北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点

(3) 次に掲げるケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ケ 北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点

点コ 北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点

点サ 北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点

点シ 北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点

(4) 次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ス 北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点

点セ 北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点

点ソ 北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点

点タ 北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点

(5) 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点チ 北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点

点ツ 北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点

点テ 北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点

点ト 北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点

(6) 次に掲げるナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びナの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ナ 北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点

点ニ 北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点

点ヌ 北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点

点ネ 北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点

点ノ 北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点

点ハ 北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点

点ヒ 北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点

(7) 次に掲げるフ、へ、ホ、マ及びフの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点フ 北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点

点へ 北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点

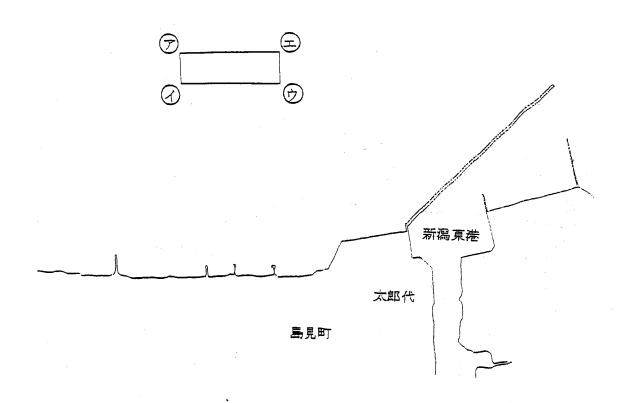
点ホ 北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点

点マ 北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点

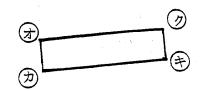
2 禁止期間

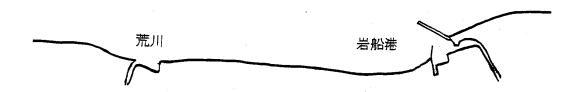
平成27年8月20日から平成27年11月30日まで 及び平成28年8月20日から平成28年11月30日まで

(1) 新濕地区広域型增殖場 水產動植物採捕禁止区域



(2) 岩船地区広域型増殖場 水産動植物採捕禁止区域





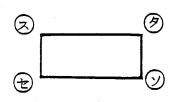




新潟地区広域型增殖場 水産動植物採捕禁止区域



(4)



北蒲地区広域型增殖場 水<u>產動植物採捕禁止区域</u>

